

## 役員報酬

### 役員報酬等の会社法上の手続き

取締役、監査役等の役員に対する報酬等とは、役員の報酬、賞与其他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益です。役員が職務執行の対価として会社から財産上の利益を受けるには、定款の定めまたは株主総会の決議が必要です。報酬の改定を行うごとに定款変更のための株主総会の特別決議をすることは現実的ではなく、定時株主総会の決議で枠(上限)を定めることが通常です。

### 役員報酬等の税務の基本

法人税法では、非公開会社の役員給与で損金算入が認められるものとしては、(1)定期同額給与及び(2)事前確定届出給与の2類型が規定されています。なお、役員に対して支給する給与の額であって、不相当に高額な部分の金額、事実を隠ぺいし、または仮装して経理をすることによりその役員に支給する額は、損金の額に算入されないことになっています。

### 定期同額給与

定期同額給与とは、支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものをいいます。定期同額給与の例示として、3月決算会社で、役員給与の支給日が毎月20日、給与改定のための株主総会(支給額の上限を設定)が5月25日に開催され、同日に取締役会並びに監査役会で役員個人別の支給額が決定される場合を想定しましょう。株主総会決議に基づき、支給額が増額改定され、増額後の支給額が6月20日から翌年の5月20日の支給日まで同額だとします。報酬枠を毎期、株主総会議事録に記載し、各人別の報酬額を毎期、取締役会・監査役会議事録に記載することが必要です。

なお、事業年度の途中における役員の職制上の地位の変更等による臨時改定も定期同額給与として扱われます。また、給与改定が3か月経過後にされることについて特別の事情があると認められる場合の改定、経営の状況が著しく悪化した場合の減額改定も定期同額給与として扱われますが、ハードルは高いものとなっています。

### 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与であって、定期同額給与を除くものです。例えば、定期給与を支給している役員に対して従業員への賞与の時期に事前確定して届け出た給与を支給する場合、あるいは、定期給与(毎月支給)を支給しない役員(例えば、四半期ごとに支給)に対し事前確定した給与を支給する場合が該当します。

3月決算会社で、事前確定届出給与の支給日を6月25日及び12月25日として、事前確定の定めを5月25日開催の定時株主総会で行う場合を想定しましょう。

支給時期・支給金額について、原則として、株主総会等の決議日から1ヵ月を経過する日までに所轄税務署長に届け出ることが必要です。なお、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、事前確定届出給与であっても、届出を要しないものとされています。

届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、原則として、その支給額の全額が損金不算入となります。

### 臨時改定事由による給与の改定

役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむをえない事情(臨時改定事由)によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定あるいは事前確定の定めがあった場合の事前確定届出給与の届出変更による改定は、損金算入要件から外れないことになっています。例として、定時株主総会后、次の定時株主総会までの間において社長が退任したことに伴い臨時株主総会の決議により副社長が社長に就任する場合は臨時改定事由に該当することになります。